

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 主な改正内容

(1) 第 1 条関係

改正箇所	改正内容																																										
別表第一 別表第二	給料表の改定 別表第一【行政職給料表(一)・(二)】及び別表第二【医療職給料表(一)・(二)・(三)】																																										
初任給調整 手当 (第10条の2)	医師及び歯科医師に係る初任給調整手当について、限度額を引き上げる。 現 行：268,500 円 改正後：275,700 円																																										
期末手当 (第26条)	期末手当の支給月数を以下のとおり改める。 <table><tr><th rowspan="2">現行</th><th colspan="2">定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員</th><th colspan="2">定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員</th></tr><tr><th>6 月</th><th>12 月</th><th>6 月</th><th>12 月</th></tr><tr><td>管理職員 以外の職員</td><td>1.20 月</td><td>1.20 月</td><td>0.675 月</td><td>0.675 月</td></tr><tr><td>管理職員</td><td>1.025 月</td><td>1.025 月</td><td>0.5875 月</td><td>0.5875 月</td></tr></table> <table><tr><th rowspan="2">改正後</th><th colspan="2">定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員</th><th colspan="2">定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員</th></tr><tr><th>6 月</th><th>12 月</th><th>6 月</th><th>12 月</th></tr><tr><td>管理職員 以外の職員</td><td>1.20 月 (改正なし)</td><td><u>1.30 月</u> (+0.1 月)</td><td>0.675 月 (改正なし)</td><td><u>0.725 月</u> (+0.05 月)</td></tr><tr><td>管理職員</td><td>1.025 月 (改正なし)</td><td><u>1.125 月</u> (+0.1 月)</td><td>0.5875 月 (改正なし)</td><td><u>0.6375 月</u> (+0.05 月)</td></tr></table> ※ () 内は、現行との増減					現行	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		6 月	12 月	6 月	12 月	管理職員 以外の職員	1.20 月	1.20 月	0.675 月	0.675 月	管理職員	1.025 月	1.025 月	0.5875 月	0.5875 月	改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		6 月	12 月	6 月	12 月	管理職員 以外の職員	1.20 月 (改正なし)	<u>1.30 月</u> (+0.1 月)	0.675 月 (改正なし)	<u>0.725 月</u> (+0.05 月)	管理職員	1.025 月 (改正なし)	<u>1.125 月</u> (+0.1 月)	0.5875 月 (改正なし)	<u>0.6375 月</u> (+0.05 月)
現行	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員																																								
	6 月	12 月	6 月	12 月																																							
管理職員 以外の職員	1.20 月	1.20 月	0.675 月	0.675 月																																							
管理職員	1.025 月	1.025 月	0.5875 月	0.5875 月																																							
改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員																																								
	6 月	12 月	6 月	12 月																																							
管理職員 以外の職員	1.20 月 (改正なし)	<u>1.30 月</u> (+0.1 月)	0.675 月 (改正なし)	<u>0.725 月</u> (+0.05 月)																																							
管理職員	1.025 月 (改正なし)	<u>1.125 月</u> (+0.1 月)	0.5875 月 (改正なし)	<u>0.6375 月</u> (+0.05 月)																																							

改正箇所	改正内容																																									
勤勉手当 (第27条)	勤勉手当の支給月数を以下のとおり改める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現行</th><th colspan="2">定年再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員</th><th colspan="2">定年再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員</th></tr> <tr> <th>6月</th><th>12月</th><th>6月</th><th>12月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理職員 以外の職員</td><td>1.125月</td><td>1.125月</td><td>0.55月</td><td>0.55月</td></tr> <tr> <td>管理職員</td><td>1.3月</td><td>1.3月</td><td>0.6375月</td><td>0.6375月</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">改正後</th><th colspan="2">定年再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員</th><th colspan="2">定年再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員</th></tr> <tr> <th>6月</th><th>12月</th><th>6月</th><th>12月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理職員 以外の職員</td><td>1.125月 (改正なし)</td><td><u>1.225月</u> (+0.1月)</td><td>0.55月 (改正なし)</td><td><u>0.6月</u> (+0.05月)</td></tr> <tr> <td>管理職員</td><td>1.3月 (改正なし)</td><td><u>1.4月</u> (+0.1月)</td><td>0.6375月 (改正なし)</td><td><u>0.6875月</u> (+0.05月)</td></tr> </tbody> </table> ※()内は、現行との増減				現行	定年再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		6月	12月	6月	12月	管理職員 以外の職員	1.125月	1.125月	0.55月	0.55月	管理職員	1.3月	1.3月	0.6375月	0.6375月	改正後	定年再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		6月	12月	6月	12月	管理職員 以外の職員	1.125月 (改正なし)	<u>1.225月</u> (+0.1月)	0.55月 (改正なし)	<u>0.6月</u> (+0.05月)	管理職員	1.3月 (改正なし)	<u>1.4月</u> (+0.1月)	0.6375月 (改正なし)	<u>0.6875月</u> (+0.05月)
現行	定年再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員																																							
	6月	12月	6月	12月																																						
管理職員 以外の職員	1.125月	1.125月	0.55月	0.55月																																						
管理職員	1.3月	1.3月	0.6375月	0.6375月																																						
改正後	定年再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員																																							
	6月	12月	6月	12月																																						
管理職員 以外の職員	1.125月 (改正なし)	<u>1.225月</u> (+0.1月)	0.55月 (改正なし)	<u>0.6月</u> (+0.05月)																																						
管理職員	1.3月 (改正なし)	<u>1.4月</u> (+0.1月)	0.6375月 (改正なし)	<u>0.6875月</u> (+0.05月)																																						

(2)第2条関係

改正箇所	改 正 内 容			
初任給調整 手当 (第10条の2)	医師及び歯科医師に係る初任給調整手当について、限度額を引き上げる。 現 行：275,700 円 ※(1)第1条改正後の上限額 改正後：315,200 円			
扶養手当 (第11条)	扶養手当額に係る配偶者又はパートナーシップ関係の相手方に係る手当を廃止するとともに、子に係る手当額の増額について改正を行う。			
		令和7年度	令和8年度	令和9年度
	配偶者等	4,000 円	2,000 円	廃止
	子	9,500 円	10,000 円	10,500 円
	※令和9年度までに段階的に実施する。			
住居手当 (第12条の3)	「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活置いて継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方」に改める。			

改正箇所	改正内容																						
期末手当 (第26条)	期末手当の支給月数を以下のとおり改める。 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">改正後</th><th colspan="2">定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員</th><th colspan="2">定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員</th></tr> <tr> <th>6月</th><th>12月</th><th>6月</th><th>12月</th></tr> <tr> <td>管理職員 以外の職員</td><td><u>1.25月</u> (+0.05月)</td><td><u>1.25月</u> (-0.05月)</td><td><u>0.7月</u> (+0.025月)</td><td><u>0.7月</u> (-0.025月)</td></tr> <tr> <td>管理職員</td><td><u>1.075月</u> (+0.05月)</td><td><u>1.075月</u> (-0.05月)</td><td><u>0.6125月</u> (+0.025月)</td><td><u>0.6125月</u> (-0.025月)</td></tr> </table> ※ () 内は、(1)第1条改正後との増減				改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		6月	12月	6月	12月	管理職員 以外の職員	<u>1.25月</u> (+0.05月)	<u>1.25月</u> (-0.05月)	<u>0.7月</u> (+0.025月)	<u>0.7月</u> (-0.025月)	管理職員	<u>1.075月</u> (+0.05月)	<u>1.075月</u> (-0.05月)	<u>0.6125月</u> (+0.025月)	<u>0.6125月</u> (-0.025月)
改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員																				
	6月	12月	6月	12月																			
管理職員 以外の職員	<u>1.25月</u> (+0.05月)	<u>1.25月</u> (-0.05月)	<u>0.7月</u> (+0.025月)	<u>0.7月</u> (-0.025月)																			
管理職員	<u>1.075月</u> (+0.05月)	<u>1.075月</u> (-0.05月)	<u>0.6125月</u> (+0.025月)	<u>0.6125月</u> (-0.025月)																			
勤勉手当 (第27条)	勤勉手当の支給月数を以下のとおり改める。 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">改正後</th><th colspan="2">定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員</th><th colspan="2">定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員</th></tr> <tr> <th>6月</th><th>12月</th><th>6月</th><th>12月</th></tr> <tr> <td>管理職員 以外の職員</td><td><u>1.175月</u> (+0.05月)</td><td><u>1.175月</u> (-0.05月)</td><td><u>0.575月</u> (+0.025月)</td><td><u>0.575月</u> (-0.025月)</td></tr> <tr> <td>管理職員</td><td><u>1.35月</u> (+0.05月)</td><td><u>1.35月</u> (-0.05月)</td><td><u>0.6625月</u> (+0.025月)</td><td><u>0.6625月</u> (-0.025月)</td></tr> </table> ※ () 内は、(1)第1条改正後との増減				改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		6月	12月	6月	12月	管理職員 以外の職員	<u>1.175月</u> (+0.05月)	<u>1.175月</u> (-0.05月)	<u>0.575月</u> (+0.025月)	<u>0.575月</u> (-0.025月)	管理職員	<u>1.35月</u> (+0.05月)	<u>1.35月</u> (-0.05月)	<u>0.6625月</u> (+0.025月)	<u>0.6625月</u> (-0.025月)
改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員																				
	6月	12月	6月	12月																			
管理職員 以外の職員	<u>1.175月</u> (+0.05月)	<u>1.175月</u> (-0.05月)	<u>0.575月</u> (+0.025月)	<u>0.575月</u> (-0.025月)																			
管理職員	<u>1.35月</u> (+0.05月)	<u>1.35月</u> (-0.05月)	<u>0.6625月</u> (+0.025月)	<u>0.6625月</u> (-0.025月)																			

2 施行期日等

(1)施行期日 公布の日。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日

(2)適用日 第1条の給料表(別表第一及び別表第二)の改正は、令和6年4月1日に遡及して適用